

就学支援金 必要手続き確認表

別添

現在、就学支援金を受給しているか
※現在受給資格認定申請中の場合は、審査完了通知の後に手続きが開始となるため、
受給の可否確定後に手続きを進めてください。

していない

している

今後受給資格認定申請をする意向がある

今後も就学支援金を受給する意向がある

意向なし

意向がある

意向なし（受給権放棄）

意向がある

e-Shien システムで引き続き
「意向なし」として意向を登録。
→マニュアル③継続届出編を参照

受給資格が消滅します。
※手続は学校側で行うため、
担当者までご連絡ください。

e-Shien システムで「意向あり」として意向を登録。
保護者情報等を入力し、受給資格認定申請を行う。
→マニュアル②新規申請編を参照

e-Shien システムで引き続き「意向あり」として意向を登録。
保護者等の情報に変更があるか

変更なし

変更あり

e-Shien システムで収入状況の届出を行う。
→マニュアル③継続届出編を参照

e-Shien システムで「続けて保護者等情報変更届出を行う」
をクリックして、保護者等の情報の変更の手続きを行う。
※保護者等の増加、課税地情報等の修正の場合、
マイナンバーカードから自己情報の登録等を行う必要あり。
→マニュアル③継続届出編、④変更手続編を参照